

年間保存

保護者 各位

令和8年4月8日

岡崎市立常磐東小学校
校長 伊奈 良晃

「暴風警報」「暴風雪警報」及び「特別警報」、 南海トラフ地震に関する情報が発表された場合の登下校について

「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」等は、以下の地域に発令されている場合が該当します。

【 ア. 岡崎市 イ. 愛知県全域 ウ. 愛知県西部全域 エ. 西三河南部全域 】

※イ、ウ、エの報道等については、「全域」かどうかの確認が必要です。

1. 「暴風警報」・「暴風雪警報」が発令されたときの対応

(1) 児童の登校前にア、イ、ウ、エのいずれかに「暴風警報」・「暴風雪警報」が発令された場合

① 午前6時までに暴風警報が「解除」された場合 ⇒ 平常通り始業

② 午前11時までに暴風警報が「解除」された場合 ⇒ 午後1時から始業

※家で昼食を済ませて登校します。持ち物は、基本的に午後の授業の用具です。(ただし、事前に学級で持ち物の連絡がある場合や、当日、学校配信メールで連絡する場合があります。メールの受信確認をお願いします。)

【午後1時から始業する場合の通学班の集合時刻】

・米河内 A1 班 谷下橋	12:30	・米河内 A2 班	12:35
・米河内 B バス停広場	12:10		
・開元 ポスト前	12:05	・米河内 B・開元の合流	12:15 頃
・安戸	12:25		

③ 午前11時を過ぎても暴風警報が解除されない場合

⇒ 臨時休業 (登校しません)

④ 登校途中で警報が出たことを知った場合

⇒ 気をつけて帰宅 (安全第一で)

⑤ 上記①②の場合においても、道路の冠水、河川の増水、積雪、道路や橋の破壊、電線の断線等により登校が困難と保護者が判断した場合

⇒ 登校を見合わせる ※学校へ必ずご連絡ください

⑥ 休日 (土曜・日曜・祭日) に警報が出た場合 ⇒ 用があっても登校しません

(2) 児童の登校後、ア、イ、ウ、エのいずれかに「暴風警報」・「暴風雪警報」が発令された場合

① 気象条件等を総合的に判断して、児童が安全に帰宅できると認めた場合

⇒ 授業を中断し、保護者の皆さんにお知らせをした後、速やかに下校させます。

※下校方法は、「学校配信メール (ライデンスクール)」・「学校ホームページ」等で伝えます。

② 警報が解除されても、戸外の通行が危険だと判断した場合

⇒ 安全確認ができるまで児童を学校に残し、保護者の方にお迎えに来ていただきます。

2. 「特別警報」が発令されたときの対応

(1) ア、イ、ウ、エのいずれかに、**児童の登校前「特別警報」**が発表された場合

⇒ **児童を登校させず、自宅で待機させてください。**

※特別警報解除後も、災害の状況や通学路の状況などで安全に登校できない場合があります。「学校配信メール」・「学校ホームページ」等で、登校可能との判断が出るまでは登校させないでください。

(2) ア、イ、ウ、エのいずれかに、**児童の登校後「特別警報」**が発表された場合

⇒ **即刻、授業を中止して、災害の状況などから児童の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、保護者への引き渡し等）を決定し、「学校配信メール（ライデンスクール）」・「学校ホームページ」で保護者の皆さんに連絡します。**

※児童を学校に待機させる場合、特別警報が解除されても児童を安全に下校させられる見通しがたつまでは、学校に待機させます。

※対応に変更がある場合は、学校配信メールや学校ホームページ等で保護者の皆さんに連絡します。

3. 「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」等が発令されていないが、大雨等異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合

①状況を踏まえて授業を中止することがあります。予定の変更は学校配信メールで連絡します。

②安全に登校できないと保護者が判断した場合は、該当児童を自宅待機とします。その場合は学校に必ず連絡してください。

③安全に下校することができない場合は、該当児童を校内待機とし、必要に応じて学校配信メール等で保護者にお迎えを依頼します。

4. 地震発生時及び南海トラフ地震等に関する情報（臨時情報）入手時の対応

(1) 事前に情報がない状態で地震が発生した場合

①児童の在校時

・児童の安全を確保するとともに、引き渡しの連絡をすることがあります。

②児童の在宅時

・状況に応じた臨時休校の対応や授業再開の時期など、必要に応じて連絡します。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

①児童の安全確保のための点検・確認をし、必要に応じて学校配信メールで連絡します。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は（巨大地震警戒）が発表された場合

①児童の在校時

・児童の安全を確保するとともに、保護者へ引き渡します。

・事情により下校できない児童は、校内の安全な場所に待機させ、お迎えを待ちます。

②児童の登下校時

・安全を確認しつつ、速やかに帰宅します。可能であれば保護者の皆様にも通学路に出ただき、徒歩通学の児童の安全確保をお願いします。

③児童の在宅時

・臨時休校とします。臨時休校や学校再開の時期は、学校配信メールで追って連絡します。

5. その他

(1) 警報が発令されそうな日は、気象情報にご注意いただくとともに、児童の引き取等について、事前にご家庭で話し合っておいてください。

(2) 暴風警報が発令（またはそれに値する警報・注意報等）された場合、「こどもの家」は開設されません。